

第十二号議案

例 江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する条

右の議案を提出する。

平成二十八年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例
江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例（平成十三年三月江戸川区条例
第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十八条」を「第十八条の二第一項」に、「第二十四条」を「第二
十五条第一項」に改める。

第三条第一項中「区長」の下に「（第一号及び第二号に規定する事項にあつて
は、実施機関）」を加え、同項第一号中「第十八条」を「第十八条の二第一項」
に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第二号中「第二十四条」を「第
二十五条第一項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第七条第四項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審
査請求人」に改め、「参加人」の下に「（行政不服審査法（平成二十六年法律第
六十八号）第十三条第四項に規定する参加人をいう。次条第二項及び第十三条に
おいて同じ。）」を加え、「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「又は鑑
定」を「、又は鑑定」に改める。

第八条第一項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第二項中
「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第九条及び第十条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。
第十一条を次のように改める。

（提出資料の写しの送付等）

第十一条 審査会は、第七条第三項及び第四項並びに第九条の規定による意見書又は資料の提出があつたときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を審査請求人等（当該意見書又は資料を提出した審査請求人等を除く。）に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第一項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第二項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定すること

ができる。

第十三条を削る。

第十四条中「不服申立人等」を「審査請求人及び参加人」に改め、同条を第十三条とし、第十五条を第十四条とし、第十六条を第十五条とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた行政文書の開示の請求に係る開示等の決定若しくは不作為又は自己情報の請求に係る開示等の決定若しくは不作為については適用し、施行日前にされた行政文書の開示の請求に係る開示等の決定若しくは不作為又は自己情報の請求に係る開示等の決定若しくは不作為については、なお従前の例による。

（説明）

行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の改正により、不服申立ての
手続が審査請求に一元化されたこと等に伴い、規定を整備する必要があるので、
本案を提出いたします。